

「方 便」の 義 意

池 田 勇 諦

「真実に裏づけられ、また真実の世界へ導くてだて、衆生利益のための手段」⁽¹⁾といわれる「方便」が、自利利他の世界を開示する大乗仏教にあって、その中心的地位をもつことは、

應々知下智慧方便是菩薩父母、若不々依々智慧方便菩薩法則不中成就上、何以故若凡々智慧為々衆生々時則墮々顛倒々、若凡々方便觀觀法性々時則証々實際一

という『論註』（下巻・名義攝）の明文によつても窺うことができる。それだけにまた具体的意義についても、その用例的側面から進趣・施為・集成の三種方便をはじめ、多義にわたつて説かれていることは周知である。

では、宗祖親鸞聖人の教学において、「方便」はどのように開示せられているであろうか。それについては、もとより祖聖の教学の方便論として、主著『教行信証』「化身土の卷」の方便義に注目しなければならない。

さて「顯淨土方便化身土文類」の「方便」とは、如何なる意味をもつものであるうか。いうまでもなく『教行信

『証』各巻冒頭の標挙は、それぞれの巻が明かす法の根基と帰趣を顯示するものとして、まさにその一巻の核心を標示するものである。その意味から『化身土の巻』が頭わす「方便」の意義も、それを的示するものは、まさしく

至心発願之願

無量寿仏機
邪定聚機
双樹林下往生

至心廻向之願

不定聚機
阿弥陀經之意也
難思往生

という標挙でなければならない。

したがつてそこに、もつとも注意すべき点は、もちろん『化身土の巻』に明かす「方便」の根拠が本願——第十九・二十の二願——にあるということであつて、それは、「方便」の内実が衆生を如去せしめる如來の「御方便」(『未齋鈔』)であるという点である。もちろん『教行信証』はその名のとく衆生の行証道を開示するものであるけれども、それがあくまでも如來摂化の現勵的内容として明かされるところに、本願力廻向成就の開顯書といわれる所以がある。したがつてそこに説かれる「方便」も、構造的にはもとより衆生の行証道からの進趣方便の意味を含むけれども、それが方便としての成立性からは全く如來「御方便」のほかにはない。その意味でいま必然的に、第十九・二十の二願がもつ意義が、そのまま「方便」の意義を決定しているといえる。

すでに祖聖が

然就二願海二有レ真有レ仮

(『真仏土の巻』)

として、如來の四十八願を真偽分相の立場で領解開顯せられたことは、ひたすら恩師法然上人に聞思した第十八の

一願該攝の真意への深き沈潜にほかならなかつたことはいうまでもない。⁽²⁾つまり第十八の真実之願に対する第十九・二十の「方便之願」『化の巻』を授ぜられたことは、ひとえに「棄「難行」_引帰「本願」」(同上)せしめられた事実から、そこに働く「如來廣大・恩徳」『真仏土の巻』へのかぎりなき回帰讚嘆を願わすものにほかならない。ここに第十九・二十の二願を「既而有「悲願」」『化の巻』と仰ぎ、「既以真仮皆是……大悲願海」『真仏土の巻』といわれる所以がある。

「悲願」の語は「摄機の慈悲から発された願」⁽³⁾という意味であつて、もとよりその点からは四十八願全体が「大悲願」(念佛正信偈)であるけれども、殊さらには「真実五願」と並んでこの二願を「悲願」と名づけられていることは、第十九・二十の二願といつても、それを本願する心は如來の真実であり、そこにある所願の事象——方便の教・行・信・証——はその具体的悲用として理解されねばならぬからである。

したがつていま第十九・二十の二願が顯わす「方便」義を、その内景的構造性においていえば、能願の意辺からは「真実」そのものの自己表現としていわゆる施造方便の義をもち、所願の事辺からは能願の仏意に帰せしめる「引入」(観經讃)相としていわゆる權仮方便の義といえるであろう。しかもこの二義がもとより一方便の二相であるところに方便の立体的意義を思念すべきであつて、この点、施造・權仮の二義の関わりのうえに注目してみよう。初に指摘した進趣・施為・集成の三種方便義は、さらに四種方便に展開しているが、それは前者の第三「施為方便」——ここにいう「施造方便」(『大乘義章』大正藏四四・七五六)——より「權巧方便」——いふにいう「權仮方便」——を開示して四種となすものであつて、その開展的内景を次のとく説いている。

四権巧方便、實無_ニ此事_ニ應_レ物権現故言_ニ「方便」、謂以三業方便一化也、此對_ニ實智_ニ名為_ニ「方便」、利_レ物有_ニ則曰_ニ「方隨_レ時而濟名_ニ便、此體即於_ニ施_ニ為_ニ中_ニ出、無_ニ別義」₍₅₎（傍点筆者・以下同）

といつてゐるが、これは権仮方便の根拠を施造方便に見据えるものといえるであろう。したがつて施造・権仮の二義は決して別なるものではなくて、施造方便がもつ歴史への具体的即応性を権仮方便と説くのであって、施造方便は常に権仮方便において成満するといつていい。

かくて第十九・二十の二願が顯わす「方便」が、施造方便——真実性——を体とした権仮方便——誘引性——であるところに、方便が眞実界中のものとして常に眞実に始発し、眞実に帰着する、まさに眞実の具体的悲用として理解されねばならぬ所以が明白である。

二

およそ施造方便義は、

二施為方便、謂方便善巧波羅蜜多後智妙用能行_ニ二利_ニ名_ニ「方便」₍₆₎

とある」とく、それは「无相故能无_レ不_レ相」（『論註』下・淨入願心）き如來自身の自己表現として「方便」の根本的意義を示すものといえるが、「方便法身」の「方便」は、その意義を端的に語るものとして注目される。

周知のことく『論註』下巻・淨入願心章に説く法性・方便の二法身にみる方便の意味的構造は、二法身の関係を的示する「由生・由出」の論理のうえに見てとることができる。⁽⁷⁾ すなわち法性法身は「空・無相・無願之法」

(『大經』勝行段)として、もとより「いろもなし、かたちもましまさず、しかればこゝろもおよばず、ことばもたえた」(『唯信文意』)本来在る如來であり、方便法身は「発・斯弘誓・建・此願・已・向專・志莊・嚴妙土」(『大經』勝行段)る、「まさに「かたちをあらわし、御なをしめ」(『一多文意』)す、成る如來である。在ることに由つて成ることを生起し、成ることに由つて在ることを顯出する、實に交互成就の構造をもつものである。

いに『大乘起信論』に

依^ニ此法身^ニ説名^ニ本覺^ニ 何以故 本覺義者對^ニ始覺義^ニ説 以^ニ始覺者即同^ニ本覺⁽⁸⁾

と説く本覺・始覺の関係性が想起される。すなわち本覺が「本来具有の心性」⁽⁹⁾、本有性を示すに対し、始覺は「發心修行によつて本覺を開顯する」⁽¹⁰⁾始成性をさす。ゆえに本覺は常に始覺によつて成就し、始覺はまた本覺によつて始覺たりうる、まさに始本不二である。いま始成(有始)の方便法身によつて本有(無始)の法性法身が顯在化し、本有の法性法身によつて方便法身が成就する。

それゆえに法性・方便の二身は文字通り各法身に「由つて」しかありえないあり方、つまり法性は方便に由つてしかありえず、方便また法性に由つてしか存在しない、全く相依相成的であることによつて、これを示すに「一」を用い、「不^レ可^レ分」という。しかしながら同時にそのあり方が「由つて」と示されるかぎり、法性は法性として方便は方便として、おのおのがその存在的意義をもつことにおいては「異」であり、「不^レ可^レ同」なのである。

かくて翻つて見るに、法性がそのように自己を表現せんとする契機は、もとより法性自身の智眼に映ずる一切衆生の無明性である。ゆえに「方便」が法性自身の自己否定によつて、みずからを無明の「衆生にしらしめたまふ」

『多文意』「巧みなばかり」とを設ける⁽¹⁾施設、造作の義に解される所以である。このことは方便の手段性を示すけれども、それが目的と相互排除的な意味での手段でない」とは、次の『和讃』の一首（疊讃譜・第三十三首）が的示するところである。すなわち

安樂仏国に生ずるは 畢竟成仏の道路にて

无上の方便なりければ 諸仏淨土をすゝめけり

もとよりこれは『論註』下巻・善巧攝化章に『論』の「巧方便廻向」を釈する文の和讃であるが、義を分てば往生は成仏の道路としての手段であり、成仏は目的である。しかしその二者が「若不生者のちかひ」（譲詮陀偈和讃）の表現であるかぎり、共に本願海中の絶対的関係態として一にして二、二にして一である点に「无上の方便」と説かれるのである所以がある。

まことに「真実」は自己を不実の地平に表現しえてこそ真実である。常に不実なるものを「照攝」（銘文）する」とにおいて真実たりうるからである。⁽²⁾もしうでなければ真実といつても単に抽象的概念に止まり、その現実性をもちえない。ゆえに真実の自己表現は、真実自身のかぎりなき現実への作用として、真実の動的あり方を示すものである。したがって最早や方便は真実のほかにあるのでもなく、また真実より劣れるものとしてあるのでもなく、どこまでも真実自身の現実的作用として理解されねばならない。

ここに至って注意すべきは、そのような真実自身の表現としての「方便」性は四十八の願海全体を貫ぬく如来性であって、その点からはもちろん本願に真偽をつまみに共にみな方便（＝仮）である。しかしま頼海に真偽を

分って「方便」と呼ぶ意味は、全四十八願を包む如來施造方便心の直射的同一的表現に対する屈折的異相的表現を指すのであって、換言すれば能願の仏意と所願の事との同一相に簡ぶ異相態といつていい。」こに「如來異方便」といわれる所以があるのであって、「異方便」とあるかぎり、それは「同方便」を前提としていることはいうまでもない。同方便とはそれこそいまいう四十八願を一貫する如來大悲の施造方便であって、具体的にはその總即別名の第十八願であることはいうまでもない。ゆえに第十九・二十の「異方便」願は、まさに第十八願（同方便）の具体的活動相として第十八願に裏つけられ、それゆえにまた常に第十八願への帰向性をそれ自体に含むことを顯わしているものである。さきに『化身土の卷』が顯わす「方便」が、施造方便を体とする権仮方便であるといったのも、全くこの意味にほかならない。かくて「異方便」こそは真実の表現的尖端としてまさしく権仮方便であって、ここに改めてその義意を考察しなければならない。

III

権仮の意味内容については、『真仏土の卷』終りにみる真仮分判の一連の祖釈のうえに明瞭である。すなわちすでに願海に真仮を分つゆえに

是以復就_二仏土_一有_レ真有_レ仮、

といふ、その

仮之仏土者在_レ下応_レ知

「方便」の義意

として、次いで

良仮仏土業因千差土復應三千差是名方便化身化土

と指摘せられている」とく、明らかに「仮」が「化」を内容としてのあり方であることが理解せられる。しかもその「化」は化身土として

皆是酬報大悲願海故知報仏土

であり、それは「報身兼^レ化」『真仏土の卷』⁽¹⁾の意において、報に対立的な化ではなく、「報中の化」つまり「報の意味」内容の深さを示すものであり、仏徳の広大さを顯はすもの⁽²⁾」の意味である。

思うに、前引の祖文のうえにも明らかな」とく、『化身土の卷』がその直接性において『真仏土の卷』に由来するということは、化身土（化）が真仏土（報）に根拠をもち、真仏土を体としてあることを顯わすものである。しかも真仏土が化身土への展開的必然性は、すでに一言した⁽³⁾ことくどこまでも衆生の現実に應同せんがためであり、「化身土」の名義も「衆生の機に応じて変化する仏と土」と解せられる所以にはならない。

こ⁽⁴⁾において留意したいのは、方便法身のあり方を開示するものとしての『論註』下巻・讚嘆門^{紙下}の実相・為物の二身である。端的にいって実相身は果上の阿弥陀仏であり、為物身は因位法藏菩薩といつていいにちがいない。したがつて方便法身はその因果両位の相即的動態として、かぎりなく自己を一切衆生に廻向表現せんとする菩薩永劫の修行を描いてその現徧相はありえない。その点から、

或為長者・居士・豪姓尊貴^一 或為刹利・國君・転輪聖帝^一 或為六欲天主乃至梵王常以四事供養

恭^ニ敬一切諸仏、如^レ是功德不^レ可^ニ称説。」
という因位法藏の勝行中の果報を示す勝果の經説は、まさにいまの「化身」の内景を語るものとして、永劫修行の深層性を思わずにはいられない。その意味で第十九・二十の二願が顯わす弥陀化身の隨類行は、第十八願・至心信樂欲生の三心行＝永劫修行の徹底的展開として領解されねばならない。

かくて法藏菩薩行の無限の展開的「化」は、まさに「如來異方便」の変異の意味に帰せられる。すでに「化」が変化であるということは、衆生の機類に隨同する如來真実の変異の位相を意味している。しかもそれが『化身土の卷』の主要部分をなす方便の行信証（至心發願の心による修諸功德の往生、至心廻向の心にもとづく植諸德本の往生）の位相であることはいうまでもない。ゆえに「異」とはもとより第十八願所誓の真実の行信証（至心信樂の心に依止する乃至十念の往生）に異なる位相の意味であるけれども、それを誓約する願心からは真実の具体的展開として、全く真実中のものであることはもはやいうまでもない。ここに至つてそのように「化」であり、同時に「異」である事相が「仮」と表現せられることの必然的意義も確かめられるのではなかろうか。

思うに、仏教で「仮」といわれる場合、それが

衆因縁生法我說^ニ即^レ是空^ニ、何以故衆縁具足和合而物生^ニ、是物屬^ニ衆因縁^ニ故無^ニ、自性^ニ無^ニ、自性^ニ故空^ニ、空亦復空^ニ但為^レ引^ニ導衆生^ニ故以^ニ仮名^ニ說離^ニ有無三邊^ニ故名為^ニ中道^ニ。⁽¹⁴⁾

という『中論』の所説からも窺知せられることく、現実認識の重要な概念として用いられるものであることは周知である。したがつてそれは「空」に違せざる「有」（空の現実態）として、所詮具体的な現実存在の仮有性を示す

と共に、そこには常に仮に即して因縁所生の空に帰すべき不、住性とを顯わすものといつていい。いまそれが如來の「仮」であることに於いて、眞実の具体的表現としての仮有性と、それゆえに眞実への転成性とを意味するものといえよう。かかる「仮」がもつ意義を開示するものこそ祖聖の三願轉入の表白にほかならないが、第十九・二十の一願について、

仮令誓願良有^レ由哉

〔化土の卷〕

果遂之誓良有^レ由哉

（同 上）

と讃嘆せられていることのうえに、もつともよくそれを窺うことができる。

前者の「仮令」の語はもとより願文における「仮令不与大衆囲繞現其人前者」のそれであって、祖聖の第十九願の恩徳に謝する眼目が、まさに「臨寿終時」の利益に対する「仮令」の一語にあつたことを詮顯している。それだけに古来この「仮令」については、必定・仮益・不定の三義をたてて種々に論議せられてきているが、「仮令」の本来の訓義は仮設の意であつて、設使・縱令等と同じく「もし」と訓まるべきものであり、文面は「仮令不」とあって不仮令ではなく、次いで「不取正覺」と誓われているかぎり、それは「若不生者」の「若」と同意化して臨終來迎の必然性を詮顯する必定現前の義と理解される。^{四八}

しかしそれがいま「仮令誓願」と仰がれるのは、仮令臨終來迎の必然性において修諸功德の願生が念佛往生に転成される必然性を内に顯わしているからである。思うに必定來迎を誓う第十九願は「万善諸行の自善を廻向して淨土を忻慕」『三經文類』せんとする人間的立場における修道的願生性に應同して、その非を悲とする如來深重の誓願

である。ゆえにその非を知らしめる極限的契機として誓う臨終の必定来迎の位相を以って修諸功德の願生の限界性を氣づかしめ、第十八願の念佛往生に帰せしめんとする如來広大の施設である。

一方「果遂」の語も願文の「不果遂者」によることはいうまでもないが、祖聖の第二十願に謝する焦点はまさに植諸德本による淨土への係念の機に対する「果遂」の一語にあつたことを明示している。したがつて古來、この語について淨土異流にみるいわゆる三生果遂の分別を中心に種々細論せられてきているけれども、祖聖はこれを文字通り「ついにはたすべしとなり」（三經類）広本・左訓と訓じ、そこに「しりきのこゝろにて、みやうかうを、となへたるをは、ついにはたしとけむとちかひたまふ」（大經讀）第十六首・左訓 転入の願意を領受して、「ほうしんのさとりを、ひらくみと、うつりい」（同上）らしめる如來の悲心を感じせられている。

思うに第二十願は修諸功德の願生の破綻を通して念佛の一行に帰しながらも、無意識裡に「以ニ本願嘉号一為ニ己善根」（花の巻）といふ「以下信ニ罪福・心ニ願ニ求本願力」（同上）の自力念佛の自己矛盾性に即して、同じくその非を大悲する如來深重の誓願である。したがつてそれは植諸德本の念佛を誓うことを以つて、遂に第十八願の念佛往生（至心信樂の往生）に帰入せしめんとする如來大悲の表現である。

ここに至つてもはや「仮」と表現せられるとの必然性も、眞実の具体的現象としての「化」＝「異」自身の仮有性とそれゆえの眞実への転成性によることとは明らかであり、ここに「仮」が「權仮」たる所以を確認せしめられる。「權」はもと權衡の意であつて、そこから転じて権力・権勢・権利、乃至權變・權道の義を見るが、いま「權仮」と熟字することによつて「仮」が常に廻向を首とする如來眞実の悲用としての權威性・至重性と共に、そ

れゆえの真実に適う「かり」⁽¹⁹⁾のてだて（權變・權道）として「仮」の向下性・現実性とを説くものといえるであろう。ここに至って、

按「方便之願」有「仮」有「真」

『化身土の巻』

就「方便真門誓願」……有「真実」有「方便」

（同 上）

といわれていることが、全く仮において真を頭わし、仮に即して真に帰せしめる如來權仮方便の義意的構造を的示すものとして理解される。かくて

臨終現前の願により 稔迦は諸善をことぐく

観經一部にあらはして 定散諸機をすゝめけり

〔大経讃〕第十三首

果遂の願によりてこそ 稔迦は善本德本を

弥陀經にあらはして 一乗の機をすゝめける

〔同 第十五首〕

という明快な和讃の語るごとく、かかる仮の願意に直参しえた稟尊の広説性に『觀』『小』二經の意義がある」とはいうまでもない。したがつて祖聖は前上の仮願を「真実方便之願」〔化の巻〕といわれるに対し、これを「方便真実之教」〔同上〕と巧みに次第表現せられている。

「真実方便之願」とは「真実に依る方便の願」の意味であつて、既述の真実の具体的表現性にもとづく極めて自然の次第である。かかる真実方便の悲願に応答する稟尊の教説は、それゆえに必然的に真実に帰せしめる方便真実の次第であつて、『観經』に代表される「顯彰隱密」〔同上〕の祖聖の稟義はまさにその意を開顯するものにほかな

らない。⁽²⁾

四

ここに至つて顧みるに、『教行信証』を如來攝化の視点（三廻向門）からすれば、四法真化悉くは本願力の現成態であつて、そこに「化」は「至心發願之願・至心廻向之願」の「御方便」として、前述のごとく權偽方便に帰せられるのである。しかし如來攝化の内容をなす衆生趣入の視座（因果門）からすれば、それは真実の行信によつて真実の証果を得しめられる行證道の内景を示すものであつて、その場合「化」は「邪定聚機・双樹林下往生・無量壽仏觀經之意、不定聚機・難思往生・阿彌陀經之意也」という真実の教行信証に異なる方便の教行信証となり、「真」を際立たせる否定的素材——「偽」「偽」——として徹底的に批判せられるものとなる。ここに『教行信証』が真偽の三重批判の書とせられる所以があるのである。

およそ真偽について『信の卷』「真・仏弟子釈」に

真言対・偽対・偽

として、真・仏弟子の内容を明かすことは勿論、さらにその「偽」と「偽」について

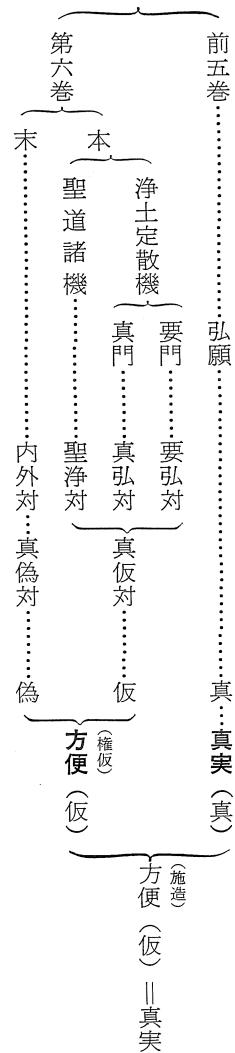
言・偽者即是聖道諸機淨土定散機也

言・偽者則六十二見九十五種之邪道是也

とおさえられ、それが『教行信証』全体の構造に対応せしめられる釈頭であることは容易に見てとることができ

「方便」の意義

る。したがってこの点からは前五卷が明かす専修専心の弘願真実に対し、仮は『化身土・本巻』に開明される雑修雜心・專修雜心の要・真三門と聖道の諸機を指し、偽は同・末巻に広説する「外教邪偽異執」を意味することはいうまでもない。かくて『教行信証』全六巻は



という構造において、本願真実の念仏——正定聚之機——を徹底的に究明しているものといえる。したがってこの構造からは「仮」「偽」が「方便」の内容をなしていいるということであるが、ここに改めて真仮偽の批判の意味するところを推求して、衆生趣入の側面から前上の如来「方便」の具体的内景を確かめたい。

およそ『化身土の巻』において批判せられる「仮」「偽」のあり方は、それが真仮対・真偽対という観頭の形式からいって、「眞」に簡ぶ事象にちがいないけれども、「眞」と対立的にどこかに在るものとしてではなく、却つて前五巻に明かす能批判の眞実の現実的内景性としてあるところに、その実践的意義がなければならない。

すでに先学もこの点「内外対」をめぐって、いわゆる「形内・心外」「形外・心内」「形内・心内」「形外・心外」の四句分別をたて、特に「形内・心外」に内外対の「外」の意味を注意せられているけれども、何よりも「偽」

⁽²²⁾

「仏弟子」の表現がこれを雄弁に物語っているのではなかろうか。すなわち「偽」が「六十二見九十五種之邪道」であるかぎり、それはどこまでも仏道にあらざる外道であって、それに帰するものは仏弟子ではない。しかしまそれが仏弟子視せられるのは、

五濁增のしるしには「この世の道俗」といとく

外儀は仏教のすがたにて 内心外道を帰敬せり

(「述懷讚」)

の事実からにほかならない。

果してそうでなければ、『化身土・末巻』に

夫拠三諸修多羅一勘三決真偽教二誠外教邪偽異執二者涅槃經言

等として多くの經論釈（二十四部三十七文）を引証せられる意味は見出せなくなるであろう。なぜなら、単に外に「形外・心外」のものを指すのみならば、多くの内典の經論釈を引証せられることも何らそれらとの関係性は成り立たず、ましてやその批判の証権となりうる筈はないからである。しかしこれを引証して外執を批判せられることは、まさしくそれが「形内・心外」の「外」なるがゆえである。

ここに祖聖の批判的精神がどこまでも眞實に照射せられた自己批判として、それは如來仏智の批判であることを顯わしている。したがってそこでは、外なる世界は浮き彫りされた自己の世界の投影であり、自己の世界は外なる世界の縮図として、自己への批判は外への批判の態となり、外への批判は自己への批判の厳しさとなる、まさに其他批判一如である。ゆえに眞偽の問題はその相対批判性からは、眞偽の三種の仏弟子批判にちがいないけれど

も、その実践的意義からはそれが真・仏弟子の具体的あり方を説明するものとしての三重批判であるところに、却つて真・仏弟子の自覺的内景をあらわすものといわねばならない。ではそこにおける「仮・仏弟子・偽・仏弟子」の自覺とは何であろうか。

ここにおいて留意せしめられるのは『化身土・本巻』の要門論の冒頭に見える次の二文である。

然獨世群萌穢惡含識乃出_ニ九十五種之邪道 雖_レ入_ニ半滿權實之法門 真者甚以難實者甚以希偽者甚以多虛者甚以滋

ここに「虚_{ナル}者」とは仮・仏弟子を意味し、「偽_{ナル}者」とせられるのは偽・仏弟子を指すことは仮・偽を問う『化身土の巻』の所明性からして明らかであるが、「讚弥陀偈和讚」の「眞実」(第二十三首)に対する

まこと みとなる しんはくるならず けならず くるはいつはる反 へつらふ反 しんはかりならず
しちはこならず むなしからず

の明快な左訓、及び『行の巻』『愚禿鈔』に見る同じく「二機對」下の「夷虛對」「眞偽對」の判釈は、この間の義をよく示すものとして注目されるであろう。

仮・仏弟子の内実が「こ」であり「むなし」という——『唯信文意』にも「虚はむなしといふ」とある——空虚性をもって指摘せられていることは、「聖道諸機淨土定散機」がもつ觀念性的示せられるものにちがいない。思うに「聖道諸機淨土定散機」とは、理性的存在としての人間が避けえない理想主義的人間觀に基立し、「わがみをたのみ、わがこころをたのむ、わがちからをはげみ、わがさまざまの善根をたのむひと」(『多文意』)として、「念佛

をしながら他力をたのまぬ」（同上）事実に、「善惡の宿業をこころえざる」（『歎異抄』）観念性が指摘されねばならぬのである。

一方、偽・仏弟子とは「偽」が「いつはる・へつらふ」意味において、常に真を装う欺瞞性として全く似而非なる「形内・心外」のあり方を顯わすものにはかならない。したがつてそれは「六十二見九十五種之邪道」に帰する非佛教的外教徒性を指すことにおいて、所詮

外道所有三昧皆不_レ離_ニ見愛我慢之心_ニ貪_ニ著世間名利恭敬_ニ故

（『化身土・末巻』）

という因果撓無の功利的妄執性に帰せられるであろう。

思うに、仏道に入りつつも、否、帰依仏道においてはじめて浮き彫りされた自己の実相こそ仮・偽の仏弟子相にほかならない。ゆえに「眞実」の機とは、どこまでも「虚・偽」なる機を簡非してゆく事實それ自体としてのみ現勵する作用性であつて、仮・偽の仏弟子の自覺を描いて眞・仏弟子の誕生はない。

すでに仏道に帰しながら現実的にはいつしか外道化するか、逆にその克服化において觀念化するかのいづれかである。すなわち凡夫的墮落化か、二乘的孤高化かである。凡夫は世俗を執して捨てず（偽＝外道性）、二乘は世俗を捨てて顧りみず（虚＝觀念性）、この両極を簡び非としてゆく事實こそ、世俗を捨ててしかも荷負する大乗の菩薩の人間＝眞・仏弟子のすがたでなくてはならない。

偽なる者とは、仏法を捉へ損つてゐるもの、勘違ひしてゐるもの、方向を誤つてゐるものであり、虚なるものとは、抽象的に考へてゐるもの、形式的に捉へてゐるもの、従つてその生命に到つてゐないものであ

る。それは何処から來てゐるか。その人々が常識の立場、世間の立場、人間の立場を依然として持続け、そこから仏法を自分流儀に解してゐるからである。仏法は人道ではなく、正に仏道である。これをあく迄も人間の立場、現世に立脚して解しても、勘違ひ（偽）と、上は滑りの表面の見方（虚）であるより外は仕方がない。⁽²³⁾

ここに真・仏弟子道は、仮・偽なる機を唯一の否定的契機として成立する意味において、かぎりなく仮・偽の仏弟子相への批判を自己の内に展開してゆく道にほかならない。

五

前上、如来「方便」の具体的内景として眞仮偽の三重批判の意義を窺つてきたが、ここに至つて顧りみるとき、「方便」を意味する「仮」なる概念が一切の具体的事象の仮有性と、その認識的不住性とを説明するものであるといふことは、それが機においては常に課題的であるということである。この点すでに「仮」について、祖典のうえに「虛仮」と「權仮」の二義を見ることができることによつて確かめられる。すなわち「仮」が「虛」に連結すれば「虛仮不実」（『未讃』）の意味と化し、「權」に接続すれば「方便權仮」（『花の巻』）の意味となることは、「眞」「偽」いずれにも転化しうるまさに課題的事象性を示すものである。その意味で「」に注目すべきは、次の明快な「和讃」である。

権実真仮をわかつして 自然の淨土をえぞしらぬ

(「大経讀」)

聖道権仮の方便に 衆生ひさしくとどまりて

諸有に流転の身とぞなる 悲願の一乗帰命せよ

(同)

すなわち「諸有に流転の身」となるか、「念佛成仮これ真宗」に值遇するかは、ひとえに「万行諸善これ仮門」にとどまるか、逆にそこに「権実真仮をわかつ」かの一点である。ゆえにそこには「仮」を「真」と執取するならば「仮」は虚偽として流転化し、「仮」において「真」の働きを信知するならば「仮」は権仮として真宗に通入すべき要門と転成し、「如來廣大恩徳」に永劫回帰せしめられる。ここに権実真仮をわかつ意味がなければならぬ。

「仮」において「真」の働きを信知するとは、「仮」において如來の無縁大悲の「化」意に触れることであり、それこそは前上の「虚者」(仮)・「偽者」(偽)としてのみずから機実性の自覚にはかならない。仮・偽が如來「方便」の内容として説かれる所以も、全くここに集約せられるといえるであろう。

かくて「方便」(=仮)は基本的に「真実」の自己表現として「報」(=方便法身=施造方便)であり、それはより具体的な歴史への即応性として、まさに報中の「化」(=方便法身の変化の身=権仮方便)に極まるといわねばならない。ゆえに如來からは「仮=化」としての「方便」義が、衆生の機因からは真実に転入せしめられる唯一の肝要性として作用する「仮=要」の義となることは、もはやいうまでもないであろう。

△註▽敬称略

(1) 中村元『仏教語大辞典』一二二五頁。なお原語 *upāya* のうえからは、それが「近づく・到る」の意味において「真如が清淨世間智として人間に近づき、人間に到達し、人間はそれを道 (way) としそれをたより (means・方法) として真如に到らしめられる」(山口益『仏教学序説』二一八頁以下) ことといわれている。

(2) 抽稿「親鸞教学の基座——第十八願成就文をめぐって——」(『同朋大学論叢』第三十六号所載)

(3) 稲葉秀賢「既而有悲願の義意」(『大谷学報』第五十卷第四号所載)

(4) (3) (4) 『三經往生文類』(広本)には「称名の悲願・信楽の悲願・証果の悲願」等といい、『教行信証』では「大悲願」(第十七願)、「大悲誓願」(第十二・十三願)といふ。

窺基『妙法蓮華經玄贊』卷第三(大正藏三四・六九五中)

前同(大正藏三四・六九五上)

拙稿「本願の莊嚴」(『同朋仏教』創刊号所載) 参照。

大正藏三三・五七六中

武邑尚邦『大乘起信論講説』五八頁。

右に同じ。

『仏教語大辞典』一二二五頁。

(11) (10) (9) (8) (7) (6) (5) (4) (3) (2) (1) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18)

拙稿「法藏、菩薩の表現」(『同朋仏教』第八号三八頁以下) 参照。

名畠應順『教行信証化身土巻講案』三〇頁。

前同 二一頁。

拙稿「阿弥陀仏因位と果位の相即性」(『教化研究』第七十二号所載) 参照。

『中論』卷第四(大正藏三〇・三三中)。

名畠應順・前掲書、四二頁。

「權の本字はことごとく撻であるとみて誤りない。……手で衡に懸けた錘を左右に動かして、衡を平衡にして称ることである。……撻の平衡力の強弱は、称る人の自由であるから、多くの場合強めに称つて、それだけごまかして利益をかす

め取るが普通である。ここから權力（權の力）を握る意、權勢（權の勢い）を自由にする意が生じ、儲ける、利を得る権利（權の利益）の意が生じた。それのみでなく、權變・權道の意、即ち權とは經に反して然る後善あるなり……とあるのがそれである」（加藤常賢『漢字の起原』三四一—二頁）といふ原意論は興味深い。

「大經讚」第三十二首の「權仮」の左訓に「かりに、かりなり」とある（親全・讀四四頁）。

稻葉秀賢・前掲論文。

廢立・隱顯・転入の關係的展開性については、(2)の拙稿参照。

斎藤唯信『真化二卷御自釈講要』三〇八頁。

『毎田周一全集』第四卷二一九頁。